

## 飲 用

### II 公共の飲用に供する場合の温泉利用施設の設備構造等に関する基準

#### 1 基準の適用対象となる温泉水の成分の種類

ひ素、銅、ふつ素、鉛 水銀、遊離炭酸

#### 2 飲用許容量

湯治のため温泉を飲用に供しようとする場合における飲用量は、次に掲げる量を超えないこと。

##### (1) 大人(16歳以上の者)

ア ひ素を含有する温泉水(1日につき)

飲用の総量  $(0.1/A \times 1000)$ ml

成分の総摂取量 0.1mg

イ 銅を含有する温泉水(1日につき)

飲用の総量  $(2.0/A \times 1000)$ ml

成分の総摂取量 2mg

ウ ふつ素を含有する温泉水(1日につき)

飲用の総量  $(1.6/A \times 1000)$ ml

成分の総摂取量 1.6mg

エ 鉛を含有する温泉水(1日につき)

飲用の総量  $(0.2/A \times 1000)$ ml

成分の総摂取量 0.2mg

オ 水銀を含有する温泉水(1日につき)

飲用の総量  $(0.002/A \times 1000)$ ml

成分の総摂取量 0.002mg

カ 遊離炭酸を含有する温泉水(単純炭酸泉、含炭酸重曹泉等)

成分の総摂取量 1000mg(1回につき)

※ Aは当該温泉の1kg中に含まれる成分の重量(mg単位)の数値

##### (2) 小人(15歳以下の者)

15歳以下の者については、知見が必ずしも十分でないため、原則的には飲用を避けること。ただし、例外的に飲用する場合には、医師の指導を受けること。

#### 3 施設の管理等

##### (1) 衛生管理

###### ア 源泉の管理

飲用の供する温泉源は、湧出する温泉に表流水や浅層地下水及び下水溝の水等が温泉中に進入しないように遮断されていること。また、源泉の周辺は特に衛生的に管理すること。

###### イ 中継槽の管理

中継槽とは、表流水、浅層地下水及び下水溝の水等が進入しない構造とし、槽の蓋は周辺からの汚染を防止するのに十分な構造であること。

###### ウ 送(引)湯管路の管理

送(引)湯管路は、常に管内圧をある圧力以上に保ち、地中埋設部分において浅層地下水、表流水及び下水溝の水等が継手部分等から進入しないように管理すること。

###### エ 貯湯槽の管理

貯湯槽は、表流水、浅層地下水及び下水溝の水等の混入を防ぐため、完全な水密性を保持するように常に管理し施設構造は、地上式にすること。また、年1回は、槽内を完全に清掃し、内面からの入念な点検を行うこと。(清掃する際は、各種ガス中毒を予防するために十分な換気をほどこす等注意すること。)

#### オ 飲泉用コップの管理

飲用に用いるコップは、使い捨てにするなど清潔なものを用いること。

#### (2) 微生物的衛生管理

飲用に供する温泉は、飲泉口において採取したものについて、年1回、一般細菌数及び大腸菌群の検査を行い、別表の基準値に適合していることを確認すること。また、必要があれば、過マンガン酸カリウム消費量を検査すること。検査の結果、不良の判定を得たときには、直ちに飲泉を中止し、その原因を排除すること。

#### 別表

検査項目	基準値
一般細菌	1ml中の検水で形成される集落数が100以下であること
大腸菌群	検出されないこと
※過マンガン酸 カリウム消費量	10ml以下であること

#### (3) その他

ア 強酸強アルカリの温泉を飲用に供する場合にあつては、特に希釈・容量等を明示すること。

イ 臭気、味、色度、濁度については、異常でないことを確認すること。

#### (4) 飲用場所の限定

飲用に供する湯栓等は公衆衛生が確保できるように限定し、その場所を明確に表示すること。

#### (5) 飲用許容量等の明示

飲用場所に飲用許容量その他必要となる飲用上の注意を掲示すること。特に、炭酸ガスを含有する温泉については、大量の炭酸の飲用吸収による鉱泉酔酩について十分な注意を促すこと。

また、掲示にあたっては、例えば「この容器で一回につき3杯まで」等飲用者に分かり易い方法も併せて示すこと。

### III 分析基準

1 IIの1に掲げた成分の分析は、鉱泉中分析法により行うこと。

2 IIの3の(2)に示した一般細菌、大腸菌群、過マンガン酸カリウム消費量の検査については次の方法により行うこと。

(試験法一省略)